

## 質 疑 応 答 書

件名 仙台市役所本庁舎電力需給

		整理番号 (仙台市記入欄)				
質 問 事 項		回 答 (仙台市記入欄)				
①電力需給契約書(案)第5条について 検針に関しては、一般送配電事業者で実施するため、発注者の立ち合いができない場合がありますが、よろしいでしょうか。		よろしい。				
②電力需給契約書(案)第9条について 計器や通信設備等は、一般送配電事業者の所有、分掌となることから、本契約書より、削除できないでしょうか。		できません。				
③電力需給契約書(案)第12条4項について 延滞利息率に関して、弊社では延滞利息率を年10%としておりますが、協議(変更)することは可能でしょうか。  また、上記変更不可の場合、遅延利息率は、契約締結日における遅延利息率を契約期間(3年)継続する解釈でよろしいでしょうか。		変更はできません。  契約書(案)「(料金の支払)第12条4項」のとおり。				
④その他 一般送配電事業者で料金改定があった場合に、契約単価見直しの協議に応じていただけますでしょうか。		契約書(案)「(契約単価の変更)第11条」のとおり。				

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合(入札・見積に必要な事項に限る。)にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。